

破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始の時点における債権の額として確定したものを基礎として計算された配当額が実体法上の残債権額を超過するときは、その超過する部分について配当すべきとされた事例

北野知広
Tomohiro Kitano

PROFILEはこちら



～最高裁平成29年9月12日第三小法廷決定～

[裁判例はこちら](#)

第1 事案の概要

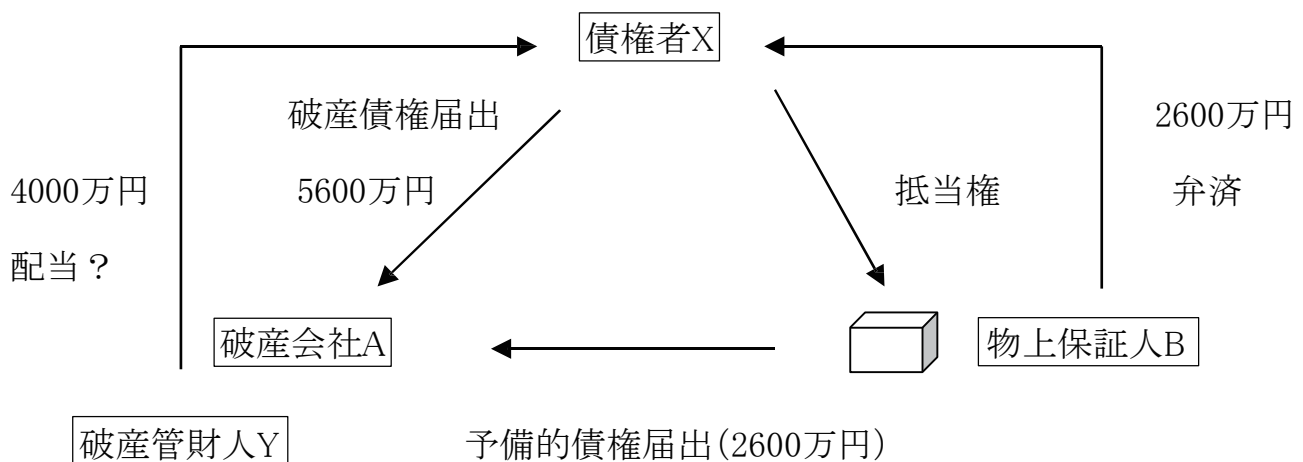
本件の概要は以下のとおりです(実際の事案を簡略化しています)。

債権者Xは、破産会社Aに対して5600万円の破産債権を有する。当該債権を被担保債権として、物上保証人B所有の不動産に抵当権が設定されている。Bは不動産の売却代金からXに対して2600万円を弁済した。XはAの破産手続において5600万円の破産債権届出を行い、破産債権の調査手続において、全額が認められている。また、Bも求償権2600万円について予備的に破産債権として届出を行い、一定の条件のもと認められている。その後、Aの破産手続において配当が実施されることとなり、Xの確定破産債権5600万円に対する計算上の配当額は4000万円となった。

本件では、このような場合に、Aの破産管財人Yはいかに配当すべきかが問題となりました(破産管財人が作成した配当表に対してXが異議申立てする形で争われました)。

第2 問題の所在

Xは、Bから2600万円の弁済を受けたわけですから、実体上の残債権額は3000万円となっています。しかし、破産法104条1項・2項・5項により、Xは、全額の弁済を受けるまでは、5600万円について破産債権者として権利行使できるようになっています(他方で、5600万円全額の弁済がなされない限り、Bは権利行使することができません。破産法104条4項)。それゆえ、破産債権として認められている5600万円に対する計算上の配当額である4000万円をXに対して配当するのかが問題になります。Xに4000万円を配当すれば、XはBからの2600万円の弁済と合わせて6600万円を受けとることになります。本来は5600万円の債権しか持たないわけですから、1000万円を受け取りすぎとなります。したがって、その1000万円については他の破産債権者の配当に回すべきだという考え方もありますし、予備的債権届出を行っていたBに対して配当すべきという考え方もあります。



* 破産債権5600万円に対する配当額が4000万円となった。

第3 原々審と原審の判断

この点、原々審は、超過部分(1000万円)は予備的債権届出を行っていた求償権者Bに対して配当すべきと判断し、原審は、超過部分は求償権者に配当することはできず、他の破産債権者に対して配当すべきと判断していました。

第4 最高裁の判断

しかし、最高裁は、そのいずれでもなく、破産債権者表で5600万円の債権として確定しているのであれば、5600万円に配当率を乗じて算出された4000万円をXに対して配当すべきと判断しました。最高裁は、破産法104条1項及び2項は、「破産手続上は、その弁済等により債権の全額が消滅しない限り、当該債権が破産手続開始の時における額で現存しているものとみて、債権者がその権利を行使することができる旨を定め、この債権額を基準に債権者に対する配当額を算定することとしたものである。」「複数の全部義務者を設けることが責任財産を集積して当該債権の目的である給付の実現をより確実にするという機能を有することに鑑みて、配当額の計算の基礎となる債権額と実体法上の債権額とのかい離を認めるものであり、その結果として、債権者が実体法上の債権額を超過する額の配当を受けるという事態が生じ得ることを許容しているものと解される」として、上記のような判断をいたしました。

このような問題が起こる例はあまり多くありませんが、実際に生じた場合には悩ましい問題となり、実務的には様々な工夫・対応がなされていました。その処理が明確になった点で、本判決の実務的意義は大きいといえます。

第5 不当利得としての清算

なお、Xは1000万円を受け取りすぎになっています。この点、最高裁は、「そのような配当を受けた債権者が、債権の一部を弁済した求償権者に対し、不当利得として超過部分相当額を返還すべき義務を負うことは別論である」と述べて

いますので、BはXに対して不当利得返還請求権を行使して1000万円の返還を求めることになると思われます。この点、実際の事案では、債権者Xは5600万円のほかにも劣後的破産債権を有していたこともあり、不当利得返還請求権の成否については議論がなされているところです。

第6 実務上よく見受けられる破産債権届出の取下げについて

ところで、このように、物上保証人から弁済を受けた場合、あるいは、連帯保証人から弁済を受けた場合、当該弁済額について、破産債権届出を取り下げる破産債権者もいらっしゃいます。実体法上の債権額が減少したため、破産手続上の破産債権額も一致させようとしているようですが、上記破産法の条項がありますので、その必要はありません。本来得られるべき配当額を減少させてしまうこととなりますから、注意してください。

第7 民事再生事件の場合

では、仮に、破産会社Aが民事再生手続を申し立てた再生債務者の場合、A社の再生計画案において、いかなる手当てをすべきでしょうか。仮に、本判決と同様に考え、また、物上保証人Bの不当利得返還請求権も認められると解すれば、債権者Xは5600万円全額の弁済を受け、Bは物上保証人として2600万円の弁済をしたものの1000万円については回復を受ける結論となります。この結論を実現するために、Aの再生計画案において、債権者Xの債権額(5600万円)に他の再生債権者と同様の弁済率を乗じた額(4000万円)を算出し、当該額について、Xに3000万円を弁済し、Bに1000万円を弁済すると定めることも考えられます。関係者の見解や事案次第で処理方法はケース・バイ・ケースになるかと思われますので、本判決を踏まえた今後の実務の推移を注視する必要があります。